

■□■利用料のご案内■□■

通所リハビリテーションは、在宅の要介護者・要支援者に介護老人保健施設などに通って（送迎して）もらい理学療法士・作業療法士等の必要リハビリテーションを行うものです。対象者は病状安定期にあり診療に基づき実施される計画的な医学的管理下で通所リハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者です。

■通所リハビリテーション（デイケア）

／大規模事業所

（令和7年4月1日現在）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護 保 険	基本 単 位	1時間以上2時間未満	357円	388円	415円	445円	475円
		2時間以上3時間未満	372円	427円	482円	536円	591円
		3時間以上4時間未満	470円	547円	623円	719円	816円
		4時間以上5時間未満	525円	611円	696円	805円	912円
		5時間以上6時間未満	584円	692円	800円	929円	1,053円
		6時間以上7時間未満	675円	802円	926円	1,077円	1,224円
	サービス提供体制加算(Ⅱ)	18円					
	中重度者ケア体制加算	20円					
		その他状況に応じて別途加算請求					
	小 計	1時間以上2時間未満	395円	426円	453円	483円	513円
		2時間以上3時間未満	410円	465円	520円	574円	629円
		3時間以上4時間未満	508円	585円	661円	757円	854円
		4時間以上5時間未満	563円	649円	734円	843円	950円
5時間以上6時間未満		622円	730円	838円	967円	1,091円	
6時間以上7時間未満		713円	840円	964円	1,115円	1,262円	
自 己 負 担	食費（昼食代）	500円					
	日常生活費（1日）	100円					
		その他状況に応じて別途加算請求					
合 計	1時間以上2時間未満	995円	1,026円	1,053円	1,083円	1,113円	
	2時間以上3時間未満	1,010円	1,065円	1,120円	1,174円	1,229円	
	3時間以上4時間未満	1,108円	1,185円	1,261円	1,357円	1,454円	
	4時間以上5時間未満	1,163円	1,249円	1,334円	1,443円	1,550円	
	5時間以上6時間未満	1,222円	1,330円	1,438円	1,567円	1,691円	
	6時間以上7時間未満	1,313円	1,440円	1,564円	1,715円	1,862円	

■□■利用料のご案内■□■

■通所利用料金／1割 **※各利用料の負担割合に応じた額をご負担頂きます**

●介護保険適用分加算内訳(必要に応じて別途加算のかかるもの)

(令和7年4月1日現在)

加算科目		金額	内容
入浴介助加算	(Ⅰ)	40円 / 日	入浴介助を行った場合
	(Ⅱ)	60円 / 日	個別の入浴計画を行い入浴を行った場合算定
リハビリテーション マネジメント加算(口)	開始月から6ヶ月以内	593円 / 月	進捗状況を定期的に評価し、計画を行い、医師が利用者又はそのご家族に対して説明し、同意を得ること 当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の場合にあたっては1ヶ月に1回以上、6ヶ月を超えた場合にあっては3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を行う
	開始月から6ヶ月超	273円 / 月	
※事務所の医師が利用者又は家族に対して説明し同意を得た場合		270円 / 月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円 / 日	退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上個別リハビリを実施
栄養アセスメント加算		50円 / 月	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種が共同して、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はそのご家族に対してその結果を説明する
栄養改善加算		200円 / 回	低栄養状態にある者またはそのおそれのある者に対し、栄養ケア計画を作成、見直した場合算定(月2回まで) ※3ヵ月以内
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20円 / 回	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用状態について確認を行い、当該利用者の利用状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定
口腔機能向上加算(Ⅱ)		160円 / 回	口腔機能が低下している者またはそのおそれのある者に対し、口腔清掃の指導、実施、節食、嚥下機能訓練を行った場合算定(月2回まで)
科学的介護推進		40円 / 月	利用者ごとのADL価、栄養状態・口腔機能・認知症の状態やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出する
重度療養管理加算		100円 / 日	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外のものであり、要介護3から5であって、別に厚生労働省が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		各種サービス実施の合計額の8.6%の料金	

